



救急救命士の処置範囲拡大について

※平成 30 年 4 月から救急救命士の処置範囲が拡大されます。

平成 26 年 1 月 31 日に救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省第 7 号）が公布され、平成 26 年 4 月 1 日に施行されたことにより、救急救命士が行える処置範囲が拡大されました。これを受けて、鳥栖・三養基地区消防本部では救急救命士へ必要な講習、実習等を実施し、救急隊員と訓練をするなど準備を進め平成 30 年 4 月から運用を開始いたします。

※新しい救急救命処置（対象は 15 歳以上、推定も含む）

これまで、救急救命士が行える処置は、医師の具体的な指示を受けて、**呼吸や心臓が止まった傷病者**に対する処置に限られていましたが、今回の改正により、**呼吸や心臓が止まる前の傷病者**に対して次の 2 つの処置が加わりました。

- (1) 血糖測定と低血糖発作を発症した傷病者へのブドウ糖溶液の投与
低血糖性の意識障害の可能性のある傷病者に対して血糖測定を行い、低血糖が確認された場合にはブドウ糖溶液を点滴から投与します。
- (2) 心肺機能停止前の傷病者に対して静脈路確保と輸液（点滴）
血圧が低下しており、心臓が停止する危険性があるショック状態の傷病者に点滴を行います。

※期待される効果

呼吸や心臓が停止する前の重度傷病者に対して、早期に処置を実施することにより、重症化の防止や救命効果の向上に繋がることが期待されます。

※運用方法

今回拡大された処置は、全ての救急救命士に認められた行為ではなく、佐賀県メディカルコントロール協議会で認定を受けた救急救命士のみ行うことができますが、今後も処置ができる認定救急救命士を計画的に養成してまいります。

- 処置実施にあたっては、傷病者本人又は家族等関係者の同意のもと医師の具体的な指示を受けて、救急現場や救急車内等で必要に応じ実施しますが、処置を断ったとしても何も問題はなく救急隊は直ちに搬送の準備に取り掛かります。ただし、救急現場において傷病者本人の生命に危険が切迫している場合や説明を適切に理解し判断できない場合であって、家族等の関係者も現場に居合わせない時は、医師の具体的な指示を受け処置を優先する場合があります。
- 平成 30 年 4 月から始まりますが、地域によって開始時期が異なります。

